

社会福祉法人あざみ会 評議員・役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あざみ会(以下「法人」という。)の定款第8条及び定款第21条に基づき、評議員、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- ① 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員と言う。
- ② 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- ③ 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- ④ 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- ⑤ 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当及び賞与を支給し、金額は次のとおりとする。

ただし、法人の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- ① 報酬は、別表第2に定める年額の範囲内とする。
- ② 賞与の額は、別表第2に定める年額の範囲内とする。
- ③ 通勤手当の額は、職員給与規定による。
- ④ 退職金については、別紙『従事者共済会支給計算書』および『福祉医療機構計算書』によって計算された額を支給する。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 法人は、第2条の第1号、第2号、第3号による評議員、役員等がその職務を行うために要

する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則この規程は、2019年5月14日より施行する。

別表1 評議員の報酬

	日額	一人当りの総額
評議員会への出席	5,000 円	50,000 円

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬月額	賞与	理事会出席時	評議員会出席時	年度内総額
常務理事	250,000 円	975,000 円	8,000 円	5,000 円	4,200,000 円

別表3 非常勤役員の報酬

役職	理事会参加時	評議員会参加時	その他の打合せ	年内限度額
理事	8,000 円	5,000 円	5,000 円	500,000 円
監事	8,000 円	5,000 円	5,000 円	500,000 円